

薬第1514-4号
令和8年1月21日

各関係団体長様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和8年1月21日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) 2-[(4-イソプロポキシフェニル) メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル) エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類

【通称名】 N-Pyrrolidino-isotonitazene, Isotonitazepyne

(2) 3- { 2- [(シクロプロピル) (メチル) アミノ] エチル} -1 H-イ
ンドール-4-オール及びその塩類

【通称名】 4 HO-McPT、4 OH-McPT、4-hydroxydronazine Mc
PT

(3) 2- { 2- [(2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) メチル] -5-
ニトロ-1 H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチル
エタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】 Ethylene oxynitazene, Tetrahydro
furanitazene

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和8年1月22日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ
TEL:06-6941-9078 (直通)
FAX:06-6944-6701